

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 資本（第三十二条 第三十六条の三）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>（自己株式払込金等の表示）</p> <p>第三十六条の二三 財務諸表等規則第六十八条の二三の規定は、自己株式の処分に係る払込金及び申込証拠金について準用する。</p> <p>第三十六条の二の四（略）</p> <p>（一株当たり中間純損益金額等の注記）</p> <p>第五十二条の二 一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び当該金額の計算上の基礎は、注記しなければならない。</p> <p>2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に準用する。この場合において、同条第二項中「当期純利益金額」とあるのは「中間純利益金額」と、「当期純損失金額」とあるのは「中間純損失金額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前中間会計期間の末日の翌日から前期末までの間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨並びに前事業年度の期首に当該</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 資本（第三十二条 第三十六条）</p> <p>第三章 第五章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三十六条の二三（略）</p> <p>（一株当たり中間純損益金額等の注記）</p> <p>第五十二条の二 一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額は、注記しなければならない。</p> <p>2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に準用する。この場合において、同条第二項中「当期純利益金額」とあるのは「中間純利益金額」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p>

株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額を記載しなければならない。

4 当中間会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項の記載並びに前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度に係る一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額を記載しなければならない。

5 中間財務諸表の提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、第一項の注記及び第二項から前項までの記載を省略することができる。

(新設)

3 中間財務諸表の提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、第一項の注記及び前項の記載を省略することができる。